

日本医療政策学会 会長および副会長に関する細則

本会の会長および副会長について、以下のとおり定める。

第1条（会長）

当学会の会長は、代表理事をもってこれにあてる。

第2条（副会長）

1. 会長以外の理事のうち1名以上2名以内を副会長としておくことができる。
2. 副会長は会長が任命し理事会の承認を得るものとする。
3. 副会長の任期は、理事としての任期による。

第3条（職務）

1. 副会長は会長を補佐して業務を執行する。
2. 定款第17条および第25条第2項に定める代表理事の職務代行は、副会長が行う。
3. 前項の場合において副会長が複数いるときは、会長があらかじめその順序を指定する。

附則

1. 本細則の変更は、理事会の議決による。
2. 本細則は、2026年5月27日から施行する。